

ぎふ労働局 通信 11

岐阜労働局・労働基準監督署・ハローワーク

最低賃金が改正されました！

岐阜県最低賃金

時間額

950円

(40円アップ)



発効日

令和5年10月1日



年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、県内で働くすべての労働者に適用されます。

「年収の壁」対策として 助成金を新設 します！

年収の壁とは・・・収入が増えると配偶者の扶養でなくなり、社会保険料が発生し、手取りが減るため、扶養の範囲に収入がおさまるよう意識して働く上限金額のこと

くわしくはこちら



労働者にとって、
・「年収の壁」を意識せず働くことができる。・社会保険に加入することで処遇改善に！

事業主の皆様の
人手不足の解消へ！

○2023年10月からキャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」が始まりました。

○労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に、労働者1人につき**最大50万円**を助成します。

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
① 賃金の15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当)	1年目 20万円
② 賃金の15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当) 3年目以降、③の取組	2年目 20万円
③ 賃金の18%以上を増額	3年目 10万円

(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上4時間未満	5%以上	
2時間以上3時間未満	10%以上	
1時間以上2時間未満	15%以上	

※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。
※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

パートタイム・有期雇用労働法
キャラクター「パゆちゃん」



しごとより、いのち。



11月は過労死等防止啓発月間です

過労死等防止対策推進法で毎年11月を啓発月間と定め、過労死等を防止することの重要性について国民の関心と理解を深めることとしています。

岐阜県内の過労死等をなくすため、シンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。

日時 **令和5年11月27日(月)**

13時30分～16時15分

場所 長良川国際会議場 4階大会議室

内容 基調講演 「産業医から見る過労自殺企業の内側」
大室産業医事務所 代表 大室 正志 氏

お申込みは
「過労死等防止対策
推進シンポジウム」
特設ページから



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！

しわ寄せ防止
特設サイトはこちら



労働者が安全に働くために 職場における 新たな化学物質規制が導入されます

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

ポイント
1

ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します
※国によるGHS分類で危険性・有害性が確認されたすべての物質が順次対象に追加

ポイント
2

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます
※厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）が対象

ポイント
3

化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます
※皮膚への刺激性、腐食性、皮膚呼吸等による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外のすべての物質が対象

ポイント
4

自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます（化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等）

これまで以上に**事業者の主体的な取組**が求められます
ラベル・SDSの伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります

くわしくは
こちら



SDS及び作業現場の確認



リスクアセスメントの実施



リスク低減措置の実施

令和5年度 労働衛生管理セミナーを開催します！

『新たな化学物質管理について』

受講
無料

日時： 令和5年12月13日（水）

13:15～16:15

会場：ぎふ清流文化プラザ 長良川ホール（定員 250 人）
（岐阜市学園町3-4-2）

「労働衛生行政の課題について」岐阜労働局
「新たな化学物質管理について」

講師（独）労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所
化学物質情報管理研究センター長 城内 博 氏



国際連合 GHS 専門家委員会 日本代表
厚生労働省「職場における化学物質管理の今後のあり方
に関する検討会」座長（2019年～2021年）
など歴任

くわしくは
こちら



11月は労働保険未手続事業 一掃強化期間です



くわしくは
こちら



「雇ったら、入る。労働者を守る。」

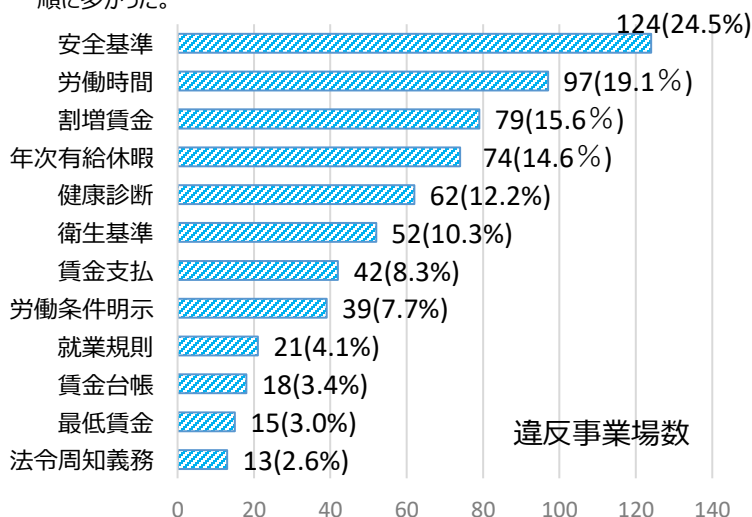
正社員、パート、アルバイトなど雇用形態にかかわらず、労働者を一人でも雇っていたら、労働保険の成立手続きを行う義務があります。

データで見る「ぎふの労働」 —外国人技能実習生を雇用する事業場に対する 監督指導結果等の状況（令和4年）—

▶監督指導を実施した507事業場のうち、358事業場（70.6%）で労働基準関係法令違反が認められた。

▶主な違反事項は、①使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準（24.5%）、②労働時間（19.1%）、③割増賃金（15.6%）の順に多かった。

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反事業場数 (違反率)
全業種	507	358(70.6%)
食品品製造業	51	34(66.7%)
輸送機械製造業	23	16(69.6%)
木製品・家具製造業	11	8 (72.7%)
化学工業	46	34 (73.9%)
窯業土石製品製造業	28	21 (75%)
金属製品製造業	108	70 (64.8%)
一般機械器具製造業	26	16(61.5%)
電気機械器具製造業	16	10 (62.5%)
建設業	56	46 (82.1%)



* 詳しくは、岐阜労働局のホームページをご覧ください。